

○周南市住宅・建築物土砂災害対策改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、住宅又は建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び山口県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内において、住宅又は居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助を行うことについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等について、土砂災害に対して安全な構造となるよう行う外壁又は塀の改修又は設置等をいう。
- (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士又は二級建築士の資格を有する者をいう。

(補助の対象となる住宅等)

**第3条** この要綱において、補助の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）は、本市の区域内に存する住宅等で、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。
- (2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない構造であること。

(補助の対象となる事業)

**第4条** この要綱において、補助の対象となる事業（市長が別に定める日までに完成するものに限る。以下「補助対象事業」という。）は、次の各号の全てに該当するものをいう。

- (1) 補助対象住宅等について行う土砂災害対策改修であること。
- (2) 土砂災害対策改修の結果、補助対象住宅等が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合すること。
- (3) 建築士が構造設計を行った土砂災害対策改修であること。

(補助の対象者)

**第5条** この要綱において、補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者であって、土砂災害対策改修事業を行う住宅等を所有するもの（住宅等を所有する者が2人以上いる場合にあっては、その者らが代表者として選任した者とし、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条に定める構造上区分された建物にあっては、同法第3条に定める建物、敷地等を管理するために区分所有者全員で構成された団体とすることができる。以下「所有者」という。）であること。ただし、特段の事由により所有者が実施できない場合は、市長が適当と認める者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

(1) 補助対象住宅等を所有する者が、市税を滞納している場合

(2) 補助対象住宅等を所有する者が、周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員である場合

(3) 対象となる事業が、山口県又は周南市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合

(補助金の対象額)

**第6条** 補助対象事業費は、土砂災害対策改修に係る工事費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。ただし、336万円を限度とする。

2 補助金の額は、補助対象事業費に23.0%を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、77万2,000円を限度とする。）とする。

(交付の申請等)

**第7条** 補助対象事業について、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、土砂災害対策改修事業補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、土砂災害対策改修事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、前項の申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

**第8条** 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

(事業の変更等)

**第9条** 第7条第2項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、土砂災害対策改修事業変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（事業の中止又は廃止）

**第10条** 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、土砂災害対策改修事業中止・廃止申請書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更の通知）

**第11条** 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、土砂災害対策改修事業補助金交付変更通知書（別記様式第5号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の実績報告等）

**第12条** 補助対象事業者は、市長が定める工程に係る工事を終えたときは、速やかに、補助対象事業中間報告書（別記様式第6号）を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。この場合において、市長の確認を受けていないときは、市長が定める次工程を施工してはならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は市長が別に定める日のいずれか早い日までに、補助対象事業完了報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助対象事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、土砂災害対策改修事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

**第13条** 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、土砂災害対策改修事業補助金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

**第14条** 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 各申請書その他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し土砂災害対策改修事業補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し土砂災害対策改修事業補助金返還命令書（別記様式第11号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

**第15条** この補助対象事業に関する書類は、補助対象事業終了年度の翌年から起算して、10年間保存しなければならない。

（その他）

**第16条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成27年11月9日から施行する。
- 2 この要綱は、国又は山口県のこの事業に相当する事業が終了した日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定により、効力を失った年度分までの予算に係る補助金については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和3年1月14日要綱第3号）

この要綱は、令和3年1月14日から施行する。